

改 正 後

**(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書**

提出用

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。

○ この明細書の書き方については、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方を参照してください。

二面

氏名 \_\_\_\_\_

**1 家屋や土地等の取得対価の額**

	㉑ 家屋 一面の㉑ 円	㉒ 土地等 一面の㉒ 円	㉓ 合計	㉔ 増改築等 一面の㉔ 円
取得対価の額等 ①			/	
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①又は①×②)	③		(③の㉑+㉒の㉓) 又は(㉑の㉑+㉒の㉓)	

**2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ④	円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (三面の㉕の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑤ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (三面の㉕の金額) ※連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。	⑥ 円	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦				
居住用割合 ⑧ ※小数点以下第1位まで書きます。	(一面の㉕÷㉑) %	(一面の㉖÷㉒) %	(一面の㉗÷㉓) %	(一面の㉘÷㉔) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧) ⑨	円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の④+㉖の⑥+㉗の⑨+㉘の⑩) ※ ⑩の金額を【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額」に転記します。				⑩ 00

※ ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方は、次より計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

③欄の金額( 円) - 特例の適用を受けた金額( 円) = ( 円)

**3 特定の増改築等に係る事項**

※ 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

あなた又は同居親族の方が該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上).....

2 障害者(1に該当する方を除きます).....

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます).....

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。

氏名( ) 続柄( )

高齢者等居住改修工事等の費用の額 ⑪	円
交付等を受ける補助金等の合計額 ⑫	
⑪から⑫を差し引いた額(⑪-⑫) ⑬	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑬又は⑬×①の⑭)	⑭
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (⑩と⑭のいずれか少ない方の金額(最高200万円)) ⑮	

※ ⑬の金額が30万円を超えると、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

改 正 前

**住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書**

提出用

○ この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。

○ この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

三面

氏名 \_\_\_\_\_

**1 家屋や土地等の取得対価の額**

	㉑ 家屋 一面の㉑ 円	㉒ 土地等 一面の㉒ 円	㉓ 合計	㉔ 増改築等 一面の㉔ 円
取得対価の額等 ①			/	
あなたの共有持分 ※共有となっている場合のみ書いてください。	②			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (①×②) ③	円	円	(③の㉑+㉒の㉓) 円	

**2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

	㉕ 住宅のみ	㉖ 土地等のみ	㉗ 住宅及び土地等	㉘ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 ④	円	円	円	円
連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㉕の割合) ※連帯債務がない場合には、100%と書きます。	⑤ %	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の㉕の金額) ※連帯債務がない場合には、④の金額を書きます。	⑥ 円	円	円	円
③と⑥のいずれか少ない方の金額 ⑦				
居住用割合 ⑧ ※小数点以下第1位まで書きます。	(一面の㉕÷㉑) %	(一面の㉖÷㉒) %	(一面の㉗÷㉓) %	(一面の㉘÷㉔) %
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧) ⑨	円	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉕の④+㉖の⑥+㉗の⑨+㉘の⑩) ※ ⑩の金額を一面の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額」に転記します。				⑩ (下の※5参照)

※ 1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます)。

なお、⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑧又は⑨の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

2 ⑦欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。)の適用を受けた方の⑦欄の金額は、次より計算した金額と⑥のいずれか少ない方の金額を書きます。

③欄の金額( 円) - 特例の適用を受けた金額( 円) = ( 円)

3 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。

なお、⑥の⑧欄と⑨の⑧欄の割合の差が10%以内(前記ただし書きに該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、一面の⑧の面積は「一面の⑧×⑨の⑧」とし、⑨の⑧欄は、⑥の⑧欄の割合を書いて差し支えありません。

4 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑨の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑦欄の金額( 円) × ( ㉕の③欄の金額( 円) / ㉑の③欄の金額( 円) ) × ⑥の⑧欄の割合( %) = ( 円)

ii ⑥の⑦欄の金額( 円) × ( ⑥の③欄の金額( 円) / ㉑の③欄の金額( 円) ) × ⑥の⑧欄の割合( %) = ( 円)

5 ⑩欄は、次のiからivに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。

i 平成18年中に居住の用に供した場合……3,000万円

ii 平成17年中に居住の用に供した場合……4,000万円

iii 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合……5,000万円

iv 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合……3,000万円

○ 次に該当する方は、書き方について税務署におたずねください。

(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方

(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受ける方

改 正 後	改 正 前
<p>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書の書き方</p> <p>1 「2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄</p> <p>(1) ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)</p> <p>なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。</p> $\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$ <p>また、㉔の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と㉕、㉖又は㉗の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。</p> <p>(2) ⑧欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。</p> <p>なお、㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉗の⑧欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ㉕の面積は「㉕×㉖の⑧」又は「㉕×㉗の⑧」とし、㉕の⑧欄は、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。</p> <p>(3) ㉕の⑧欄の記入に当たっては、㉕の⑧欄と㉖の⑧欄の割合又は㉕の⑧欄と㉗の⑧欄の割合が同じ場合には、それぞれ㉕の⑧欄の割合又は㉖の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㉕の⑨欄に次のiの金額とiiの金額の合計額を書きます。</p> <p>i ㉕の⑦欄の金額(円) × <math>\frac{\text{㉕の③欄又は㉖の③欄の金額(円)}}{\text{㉕の③欄の金額(円)}} \times \text{㉕の⑧欄又は㉖の⑧欄の割合}(\%) = (\text{円})</math></p> <p>ii ㉕の⑦欄の金額(円) × <math>\frac{\text{㉕の③欄の金額(円)}}{\text{㉕の③欄の金額(円)}} \times \text{㉕の⑧欄の割合}(\%) = (\text{円})</math></p> <p>(4) ⑩欄は、次のiからvに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <p>i 平成19年中に居住の用に供した場合…2,500万円 ただし、特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合には、1,000万円</p> <p>ii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円</p> <p>iii 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円</p> <p>iv 平成11年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円</p> <p>v 「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択した場合…3,000万円</p> <p>2 「3 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。</p> <p>(1) 「①高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます。</p> <p>(2) 「②交付等を受ける補助金等の合計額」欄には、地方公共団体から交付等を受ける補助金等、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額の合計額を書きます。</p> <p>3 【計算欄】への転記</p> <p>㉕の金額を【計算欄】の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉕」に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、㉕の金額及び㉖の金額を【計算欄】の「3 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p>	<p>(新設)</p>